

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会

電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第24回）

議事録

日時：令和6年1月29日（月曜日）14：00～15：30

場所：オンライン会議

議題

- ・整合規格案の確認等について

議事内容

○事務局（神沢） それでは、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会第24回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様方には御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、以後の議事進行につきましては、渡邊座長にお願いしたいと思います。渡邊座長、よろしくお願いいたします。

○渡邊座長 皆さん、こんにちは。本日座長を務めさせていただきます職業大の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず議事に入る前に事務局より委員の出欠の確認をよろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） 事務局の神沢です。

本日は、オンライン会議での開催としておりまして、委員の方々にはオンラインにて御出席いただいております。音声接続確認も兼ねまして、お一人ずつ御所属とお名前をお願いいたします。

なお、御発言いただく際は、Teams会議のマイク機能をオンにさせていただいてから御発言をお願いいたします。

それでは、まず青柳委員です。よろしくお願いいたします。

○青柳委員 青柳でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。次に、笠原委員です。よろしくお願いいたします。

○笠原委員 IECCE国内審議委員会から参加しております笠原です。本日もよろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。次に、加藤委員です。よろしくお願いいたします。

○加藤委員 電気安全環境研究所の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。次に、釘宮委員です。よろしくお願いいたします。

○釘宮委員 消費生活アドバイザーの釘宮と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。次に、熊田委員を予定してございますが、熊田委員は少し遅れて参加との連絡を事前に頂戴しております。会議途中から参加いただけたと思いますが、追って確認とさせていただきます。

続きまして、下村委員です。よろしくお願いいたします。

○下村委員 芝浦工業大学の下村です。よろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。次に、多氣委員です。よろしくお願いいたします。

○多氣委員 東京都立大学の多氣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。次に、持丸委員です。よろしくお願いいたします。

○持丸委員 産総研の持丸です。よろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。次に、矢代委員です。よろしくお願いいたします。

○矢代委員 NITEの矢代です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。熊田委員がTeamsに入られたようですので確認させていただきます。熊田委員、よろしくお願いいたします。

○熊田委員 東大の熊田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。以上、現時点で10名中10名の委員に御出席いただいております。

○渡邊座長 委員の出席者が10名中10名です。定数に達しておりますので、本日のワーキングが成立することを確認いたしました。

次に、配付資料の確認を事務局よりよろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） 事務局です。事前にメールでも資料を送らせていただいておりますが、本日の配付資料は資料1から資料4までございます。今、画面投影させていただいておりますが、資料1はワーキンググループ委員名簿、資料2は電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正する通達について、資料3は「別表第十二 国際規格等に準拠した基準（案）」と記載のもの、資料4につきましては、資料4-1から4-7までございまして、技術基準との整合確認書ということになってございます。

事前にお送りしております資料に不足や不備等ございませんでしょうか。なお、資料はTeamsの画面にても表示する予定ではございますが、見えづらいようであれば、お手元の資料を御覧いただけますようお願いいたします。

以上です。

○渡邊座長 ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。前回、令和5年5月に行いました第23回ワーキングでは、7規格のJIS等について御確認いただきました。同年8月1日付で原案どおりに改正を行い、適用されております。

本日は、7規格のJISについて技術基準省令に適合しているかを確認いただくとともに、整合規格の形式改正62規格と廃止する1規格について事務局より説明等をいただきます。

それでは、まず今回審議する整合規格案の概要について事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） 事務局です。今回整合規格として御確認いただきたい規格の概要について、資料2と資料3を用いまして説明させていただきます。

まず、お手元に資料2を御準備いただければと思います。「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達について」について、概要ですけれども、電気用品の技術上の基準を定める省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についてを定め、この解釈の別表第十二において国際規格などに準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示してございます。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直しなどを行うということで御審議いただきたいと思っております。

2ポツ、改正の内容でございます。(1)改正方針につきましては、これまでどおり国際規格に準拠したJISなどの規格基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正するという内容になってございまして、具体的に改正する規格の数ですが、

69規格となつてございます。

1つ目が採用済みのIEC規格に準拠したJISをより新しい版に置き換えるものとしまして、従前からの整合規格ワーキングでこれまで御審議いただいているものをイメージしていただければと思いますが、7規格ございます。この7規格につきましては、次のページの別添1に記載のある、1 J60400(2024)から7 J60335-2-J12(2024)の7規格となつてございます。

その2としまして、こちら、従前の規格から内容修正はないのですけれども、既に整合規格として採用しているJISのうち、引用する通則の年を指定する改正のみを行った個別規格が62規格ございますので、それを最新版に置き換えるということでして、62規格となつてございます。

加えまして、本日、令和6年1月29日でございますが、今時点において猶予期間経過によって効果がなくなっている規格がございまして、それを削除するものが21規格。そして、今般不用となったため廃止する規格が1規格ございます。後ほど説明させていただきますが、整合規格としてもともと別表第十二で前広に登録していたものですが、明確に使わないことが明らかになった規格が1規格ございますので、こちらを廃止するものになります。

続きまして、3ポツ、今後のスケジュールでございまして。パブリックコメントは2月以降に実施予定、改正は4月以降を予定してございます。経過措置を置くものにつきましては全部で6つ、J60335-2-J7からJ60400の基準の適用について、改正から3年間は、なお従前の例によることができるものとするということにしてございます。

続きまして、資料3になります。こちらが本日議論いただいた内容がそのまま通りましますらば、出来上がったイメージの別表第十二となつてございまして、具体的には表1で青色網かけ部分が改正する箇所、灰色部分が削除する箇所となります。

その上で1点補足させていただきたいと思います。別表第十二の本文で、これまで1、2とございましたが、ここに3をつけ加えることを予定してございます。

資料3について、本日の整合規格に関する議論とは別に、技術基準の解釈の別表第一から第十一を別表第十二に一本化していくという作業を進めておりますところ、別表第一、別表第四、そして別表第七について、別表第十二への置き換え、一本化することを前提とした案となつてございます。

その上で、例えばではございますが、別表第十二で整合規格として採用済みのJIS C 8105-1であれば、注記に、別表第一と別表第四を引用していますが、こういった場合は、内

容を変更させることがないようにするために、例えば別表第一と記載のものについては、旧解釈の別表第一、別表第四は旧解釈の別表第四と読み替えるという改正を同時並行的に行うことを前提とした案としている都合、別表第十二の本文の3ポツを追記してございます。

別表第十二の本文の3ポツにつきましては、本日ここでの審議事項とはしてございませんが、本日の整合規格に係る議論と同時並行的に、技術基準解釈通達改正に向けた作業を進める予定であることご承知おきいただきたく思います。

私からの説明は以上です。

○渡邊座長     ありがとうございました。ただいま事務局から資料2、資料3を用いまして、ほぼ報告事項だと思いますけれども、この内容につきまして委員の先生方から御質問、コメント等ございましたらお願いいたします。釘宮先生、よろしくお願いします。

○釘宮委員     ありがとうございます。ただいま御説明で、別表第十二のここまで2つあった項目に3を加えるというお話がありまして、今日の審議事項ではないということだったのですけれども、特に事前にお送りいただいた資料の中には、なぜ3を加えるのかという説明がなかったものですから、もう少し詳しくお話しいただければと思うのです。別の流れの中でということですが、別表第十二に全て置き換えていくといった話なのでしょうか。もう少し詳しくお聞かせいただければありがたいと思います。お願いいたします。

○事務局（神沢）     事務局の製品安全課の神沢です。釘宮委員、質問ありがとうございます。今、画面投影しております資料は、1年ほど前に開催した製品安全小委員会の資料になるのですが、この資料を活用し説明をさせていただきます。

現行の電気用品安全法令では平成25年に技術基準が性能規定化されておりますところ、その際、平成25年6月より前に技術基準省令等で定めていた我が国特有の基準を例示基準として整理した別表第一から第十一については、国際規格に準拠した別表第十二の整合規格に一本化するという方針も併せて示しており、ご質問の点はこの流れを踏まえたものでございます。

その上で、今般、別表第一、別表第四、別表第七につきましては、電気用品調査委員会等関係者との調整の結果、別表第十二への整合規格への一本化への見通しが立ちましたので、本日の資料のとおり、該当箇所について技術基準解釈通達を見直す流れとなった次第でございます。

○渡邊座長     釘宮先生、内容についてよろしいでしょうか。

○釘宮委員 はい、御説明ありがとうございました。

○渡邊座長 ありがとうございます。それでは、そのほか、先生方から何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

特になければ、続きまして、技術基準との整合確認書の審議に入りたいと思います。

資2料の別添1の一覧表に沿って上から順番に事務局から論点説明の後、質疑応答をいただく形で進めていきたいと思っております。それでは、事務局より御説明をよろしく願いいたします。

○事務局（遠藤） 事務局・遠藤と申します。

では、リストの1番目、JIS C 8324、蛍光灯ソケット及びスタータソケットについて御説明させていただきます。資料2の別添2を御覧ください

今回採用を提案するJISの概要でございます。採用するJISとしてはC 8324、蛍光灯ソケット及びスタータソケットでございます。

適用範囲といたしましては、蛍光灯ソケット及びスタータソケットに対する技術上及び寸法上の要求事項並びに安全性及びかん合性の試験方法について規定するものでございます。

電気用品名、このJISの適用範囲に含まれる主な電気用品ですけれども、蛍光灯用ソケット、蛍光灯用スタータソケットということになります。

続きまして、主な改正内容ですが、今回改正するのは対応するIEC 60400の改正に伴う改正でございます。

主な改正点につきましては、表にまとめてございますけれども、まず8.2項におきまして商用電源に直接接続することができるG5及びG13ソケットについて、外部制御装置なしでLEDランプを装着できる情報を、製造者にあつてはカタログまたはこれに類するものに記載するように要求事項に追加されました。

次、8.4項でございます。対応国際規格、IEC規格にはない事項として、旧JISにはデベエーションとして防雨形及び防浸形ソケットに関する表示の規定があつたのですけれども、これを国際整合化の観点から削除いたしました。

次、13.3項です。商用電源に直接接続できるG5及びG13ソケットの対電圧試験に関する要求事項を今回追加しました。

続きまして、箇条17、側面距離及び空間距離の求め方を、これまた対応する国際規格と

整合させました。

次は、18.2項です。ボールプレッシャー試験といいまして、材料の対溶融解性を試験する試験がございますが、そこにおきますへこみ深さによる判定方法の記述を対応国際規格の改正に合わせて削除いたしました。

主な改正点は以上でございます。

続きまして、技術基準省令と今回提案されるJISとの整合性の確認でございます。資料4-1を御覧ください。

対応する技術基準省令の要求事項をJISが満たしているかどうかを確認するのが御提示しております整合確認書でございます。時間の関係もこれあり、従来より非該当の分について説明させていただいております。

8ページを御覧ください。第十二条でございます。化学的危険源による危害または損傷の防止ということが要求事項であります。このソケット類につきましては、一般的に人体に危害を及ぼすような化学物質がそもそも製品としては一般的に含まれていないことから、第十二条につきましては非該当が適切と考えました。

続いて、同じページ、十三条でございます。電気用品から発せられる電波が人体に危害を加えないかということを確認する要求事項でございます。この項目につきまして、ソケットの類いということから考えまして、そもそも電磁波を生成する要素がないということから、この要求事項に対しても当該製品は非該当と考えました。

続きまして、9ページを御覧ください。第十五条第1項から第3項までです。始動、もしくは再始動、停止によって人体または物件に危害を与えないかということを確認する条項でございます。当該製品はソケットということから、そういった運動を起こすような要素は一般的にはございませんので、第十五条の3つの項に対しては非該当が適切と考えました。

続きまして、10ページ、一番下の第十七条でございます。電磁波によって当該製品が影響を受けるような構造であるかどうかということを確認する条項でございます。当該製品はソケットということから考えまして、単純な構造であり、そういった外部からの電磁波によって障害が発生するということはちょっと考えられませんので、この項目につきましても非該当と判断させていただきました。

続きまして、11ページでございます。第十八条、雑音の強さということで、通常の使用状態において、そういった放送受信や電気通信の機能に障害を及ぼすおそれがないかとい

うことでございます。繰り返しますが、当該製品はソケットということございまして、そういった雑音を発生するような要素は一般的には考えられないので、この項目につきましても、非該当が適切と考えさせていただきました。

続きまして、同じページの二十条第一号から、次のページ、第四号まででございます。当該要求事項は長期使用製品におきまして、そういった使用期間について明記しろというものでございますが、対象となる品目が限られておりまして、今回お諮りしますスタータソケットは該当いたしませんので、当要求事項に対しましては非該当が適切と考えました。

以上から、本規格、JIS C 8324は整合規格として採用して差し支えないものと考えました。

簡単ですが、事務局からの説明は以上でございます。

○渡邊座長      ありがとうございました。ただいま事務局から御説明いただきました蛍光灯ソケット及びスタータソケットについての説明及び整合確認書の内容について、その説明内容につきまして先生方から御意見、コメント、御質問等ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

特にないようですので、続けて次の説明をよろしく願いいたします。

○事務局（遠藤）      続きまして、2番目、JIS C 9335-1でございます。同じく資料2の別添2を御覧ください。

採用を提案する規格の概要でございます。JISとしましては、C 9335-1の家庭用及びこれに類する電気機器の安全性の第1部、通則ということで、9335シリーズには、次に3番目の規格も控えておりますけれども、たくさんの個別規格がぶら下がっておりまして、それらの品目について共通する試験項目などをまとめたものがC 9335-1、通則でございます。

適用範囲といたしましては、家庭用及びこれに類する電気機器で、バッテリー駆動機器その他の直流駆動機器を含み、定格電圧が単相機器の場合には250ボルト以下、その他の機器の場合には480ボルト以下のものの安全性について規定する規格でございます。

対応する適用範囲に含まれる主な電気用品といたしましては、今ほども申し上げましたように、個別製品規格と組み合わせて使う規格でございますので、そういった意味から適用範囲は広うございまして、そこに示しましたように、電気掃除機、電気洗濯機、電気冷蔵庫、電子レンジといった主に白物家電を中心とした電気用品がこの規格の対象になるかと思えます。

今回改正を提案するのは、これも対応する国際規格の改正に伴いまして改正するもので

ございます。主な改正内容としましては、そこに表としてまとめてございます。まず7.1項、10.1項その他の項で触れられておりますけれども、従来は機器用アウトレット及びコンセント、いわゆるサービスコンセントについて明確な規定がなかったのですが、今回その点についても明らかにしようということで、表示方法、測定時の取扱い、あるいは過電流保護について規定を新たに追加いたしました。

続きまして、7.14項でございます。こちらは本体に表示する場合の要求事項でございます。従来は容易に判読できるような書き方をしようとなっていて具体性に欠けていたのですけれども、今回の改正によって警告、注意、機器、危険といった表示をする場合、例えば通常、床上で使用するような製品については、フォントの高さを3.5ミリ以上にせよとか、そういった具体的に数字で表示の規定を求めるという改正を行ったものでございます。

続きまして、8.1.1項でございます。機器の中に手を入れてかみつかれたり、あるいは感電したりしないように、あらかじめそういった開放部があった場合は、問題がないことを確認するために検査プローブというものが別の規格で規定されておまして、それを使って従来からそういった接触の可能性について確認していたところです。従来、検査プローブBというものを主に使っていたのですが、今回の改正によって検査プローブ18というのが採用されました。この18というのは幼児・子供、3歳から15歳の子供の手の大きさを想定したプローブでございます。そういったものの確認もするように採用されたものでございます。

続きまして、箇条12及び19.17項でございます。従来、金属イオン系バッテリーというのは、要するにリチウムとかナトリウムとか、そういった金属イオンを使ったバッテリーのことを指しまして、今まさに課題となっているリチウムイオンバッテリーについてもいろいろ要求事項を追加したということでございます。

続きまして、21.3項ですけれども、中には線の取り回しが便利のように、プラグの刃の部分回転するような製品がございますが、そういったものについて、内部配線にストレスをかけて熱を持ったりしないように、そういった機械的な強度試験の追加規定をしてございます。

続きまして、22.12項でございます。ハンドル、ノブ、グリップ、レバーといったものが緩んだときに、万が一外れてしまって、お子さんが飲んでしまって窒息に至ることがないように、この規格としては新たに飲み込み判定ゲージというものを規定して、外れた部

品が一定の容量を持った判定ゲージというものがあるのですけれども、その中に収まらないかどうか。収まってしまうと小さいので、万が一飲み込んでしまう可能性があるということで、たとえ緩みによってパーツが外れたとしても、飲み込まない大きさで外れるようにしようという要求事項でございます。

続きまして、22.57項でございます。紫外線放射によって非金属材料、特にプラスチックなどの強度がぼろぼろになって使えなくなるものがございますが、それについて劣化が生じないように一定の目安を定めようということで、紫外線を長時間加えることによって、ある一定の水準以上の強度を保つようにという要求事項を定めております。

続きまして、22.62項及び附属書Uでございます。これは遠隔操作が可能な電気製品につきましては、違法なアクセスを弾いたり、あるいは遠隔操作によって適合性に影響しないことを確認するための要求事項を附属書Uということでまとめて追加されております。

続きまして、附属書Bでございます。バッテリー駆動機器に対する規定は従来から附属書Bで規定されていたのですけれども、適用範囲を広めることになっておりまして、遠隔操作を行うときのリモコンも対象ですというように広げております。さらに着脱充電式バッテリーや分離接続形バッテリーについても対象であることを明確にしました。

最後、附属書Rの3.4項でございます。ソフトウェアの管理項目に関する規定をソフトウェアに関する附属書Rに追加したということでございます。

主な改正内容は以上でございます。

整合確認書です。資料4-2でございます。これはほぼ該当しているのですけれども、一番最後、32ページの第二十条第四号でございます。これは非該当でございます。なぜ非該当かというと、冒頭申し上げましたけれども、この通則規格は個別規格とセットで使われるものでございますが、対応する国際規格にもテレビジョン受信機については60335シリーズの中で個別規格は成立されないということでございましたので、相棒である個別規格がない状況においては対象外と判断させていただきました。

ちなみに、テレビジョン受信機は、別途IEC規格の体系では別の規格、オーディオビジュアル規格の通則というものがございまして、そちらのほうで見てもらうことになっております。具体的には、採用しているJ62368-1はオーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器の安全性に関する通則でございますけれども、そちらのほうでテレビジョン受信機は見ることになっております。

簡単ですが、事務局からの説明は以上です。

○渡邊座長      ありがとうございました。ただいま事務局から御説明のございました家庭用及びこれに類する電気機器の安全性、これの第1部の通則の内容及び整合確認書について御説明いただきましたけれども、先生方から何か御意見、御質問、コメント等ございましたらよろしくお願いいたします。多氣先生、よろしくお願いいたします。

○多氣委員      ありがとうございます。主な改正内容も御説明していただいて、随分いろいろと細かいところが変わったのだなということが分かったのですけれども、私自身が十三条に関わることをずっとやってきたもので、そこばかり目がいつてしまうので、ちょっと細かい話になって申し訳ないのですが、十三条、箇条32が該当になっていまして、従来、2014年だと32.1しかなかったのが、32.2が今度新たに加わったのが分かったのです。ただ以前、2014年のときには放射線と書いてあったのですけれども、これが電波、あるいは電磁界も含むのですかとといった御質問をさせていただいたときに、そういったものも含んでいますので、放射に変わりましたといったお答えをいただきました。

私自身はそれで納得していたのですけれども、今回新たに光放射というものが有害な放射とは別にもう一項目加わったので、また分からなくなってしまったので、放射というのは光を含んでいなかったのが、光放射というのが新たに入ったと理解すればよろしいのか、あるいは有害な放射と光放射による有害と危険とは違うということが入ったのか、ちょっとよく分からない。これ、ほとんどの電気用品の通則なので、この部分は引用されているわけですが、その違いとか、その解釈とか、もしお分かりになれば教えていただければありがたいと思います。

以上です。

○事務局（遠藤）      事務局・遠藤です。貴重な御指摘、誠にありがとうございます。

正確性を期するために、この場では回答しかねるので、もう一度よく資料を照らし合わせ、メールで一旦お返事をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○多氣委員      結構です。もし分かればという程度で結構です。内容的には全然問題ないかと思っていますので。

ただもう一点、今のことに関してお聞きしたいことがあったのですけれども、よろしいですか。

○渡邊座長      はい、どうぞ。

○多氣委員      以前の2014年の6335-1だと、こういう危険性があってはならないということの次の文章があって、第2部の個別規格に限度値とか試験というので判定して、それが

規定していなければ、もう何もしなくても要求事項に適合するとみなすといった言葉があったのですが、今度の新しい2023にはそれが入っているのでしょうか、入っていないのでしょうか。それを確認していただくことは……これも後日になりますか。

○事務局（神沢） 事務局の神沢ですけれども、ちょうど手元にあるJISの現物を今読み始めているのですが、ちょっとお待ちください。

○事務局（遠藤） 新しい32.1項で、行を変えて同じような趣旨の記載がございまして、読み上げさせていただきます。「関連する第2部の個別規格に限度値又は試験を規定しない場合、機器は試験を実施することなく、要求事項に適合するとみなす」。同等の記述があると思います。

以上です。

○多気委員 どうもありがとうございます。

○渡邊座長 ありがとうございます。そのほか、先生方から何か御質問、御意見等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。——私からちょっと。非該当のところのテレビジョン受信機という項目があるのですが、これはブラウン管のものに限りという表示方法の仕方です。別のところで検討しているということですが、今ほとんど液晶になっていると思います。ブラウン管というものの自体の適用例とかそういったものはあるのですか。

○事務局（遠藤） まず、長期表示使用制度というのが、長期使用製品対策として大分前に制定されたのです。テレビジョン、確かにそろそろその辺の見直しの必要性は感じてはいるものの、過去の答えといたしましては、まだ液晶のものは、あるいはプラズマのものは出たばかりなので、長期使用によって発生する害を予防する目的から、この製品を例えば平均は10年ですという表示をすることになっていて、ブラウン管の場合は、そういったものに該当するものがいっぱいあるのだけれども、LEDの場合はまだ出たばかりだろうということで、一度そういった指摘を受けたのですが、そういったことで今日に至るということでございます。

したがって、そろそろ替えどきではないかと。見回してもブラウン管テレビなどないぞという御意見はごもっともだと思います。

○渡邊座長 長期使用製品安全表示制度という長期というがあるので、もうそろそろ長期になってもいいかなと思います。ありがとうございます。

そのほか、先生方から何か御意見等ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

なければ、次の説明に移りたいと思います。では、次の説明をよろしく願いいたします。

○事務局（大池） 事務局の大池です。別添1の3 JIS C 9335-2-207（2023）家庭用及びこれに類する電気機器の安全性、第2-207部、水電解器の個別要求事項について御説明させていただきます。

お手元の資料2別添2の3ポツ目を御覧ください。この規格は、家庭用及びこれに類する水電解器で、定格電圧が250ボルト以下のものの安全性について規定するものでございます。電気用品名としては医療用物質生成器に当たるものとなります。

今回の改正は、先ほど説明がありました併読しますJIS C 9335-1の通則が改正されましたので、主にその対応を図る内容となっております。

主な改正内容としましては、液体加熱機器のJIS C 9335-2-15について適用しない旨の記載が改正前の箇条1に記載があったのですが、この規格は水道接続の規定を参考としていたものですが、JIS C 9335-2-15に大幅な改正がありまして、水道接続を要しない規格を対象とする規格となりましたので、今の時点でこの規格に改めて適用しない機器として記載する必要性がなくなったため、削除しております。

箇条12は、通則に追加されました金属イオン系バッテリーの充電について、この規格についても要求事項を同様に追加したものでございます。

次に、13.101ですけれども、通則の13.1には漏えい電流は保護インピーダンスを取り外して試験をするといった記載があるのですが、この規格に該当する機器では保護インピーダンスを取りつけたまま測定する、より厳しい測定となるようにしてございます。

あとは構造として、22.101に、貯槽式機器のふたを指が入る程度に開けたときに、指が電解槽の水に触れて感電しないか検査する検査プローブにつきまして、先ほど通則のほうでも説明がありましたけれども、通則に合わせましてJIS C 0922の検査プローブBに加えまして、検査プローブ18を追加したものでございます。

また、検査プローブが入る程度のふたが開くと、通常、全極遮断となりまして、電気分解が停止することを確認するために、電極間、各電極と大地との間の電流を0.25ミリアンペア以下と規定してございます。

続いて、整合確認書でございます。資料4-3を御覧ください。非該当部分ですけれども、12ページから最後14ページまでですが、技術基準省令の第二十条第一号から第四号まで、

この規格の製品については長期使用製品安全表示制度の機器には該当しませんので、非該当とさせていただいております。それ以外は該当となっております。

以上によりまして、電安法における整合規格として採用することに差し支えないと判断させていただきました。

こちらの規格についての説明は以上でございます。

○渡邊座長      ありがとうございました。ただいま事務局から家庭用及びこれに類する電気機器の安全性、水電解器の個別要求事項について御説明がございました。整合確認書も含めまして、御説明内容について先生方から何か御意見、御質問、コメント等ございましたら、御発言よろしく願いいたします。特にございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、次の説明をよろしく願いいたします。

○事務局（大池）      では、続きまして、4番の整合規格、JIS C 9335-2-209(2023)、家庭用電気治療器の個別要求事項について説明させていただきます。

資料2の別添2の4ポツ目でございます。この規格は、定格電圧が単相機器の場合には250ボルト以下、その他の機器の場合には480ボルト以下の家庭用電気治療器の安全性について規定するものでございます。

電気用品名としては3つ該当いたしまして、家庭用低周波治療器、家庭用超短波治療器、家庭用電位治療器が適用範囲となっております。

こちらの改正も併読しますJIS C 9335-1の通則の改正の対応を図るものとなりまして、通則に追加されました金属イオン系バッテリーの充電の要求事項を箇条12に同様に追加したものでございます。

整合確認書になりますけれども、資料4-4を御覧ください。非該当部分ですけれども、14ページから最後17ページまでが第二十条第一号から第四号までの長期使用製品安全表示制度の機器にこの製品が該当いたしませんので、非該当とさせていただいております。それ以外は該当となっております。

こちらにつきましても整合規格として採用することに差し支えないと判断させていただきました。

簡単ですが、以上となります。

○渡邊座長      ありがとうございました。ただいま事務局から御説明のございました家庭用電気治療器の個別要求事項の内容につきまして、説明内容及び整合確認書の内容につき

まして、先生方から御意見、御質問、コメント等を含めましてございましたら御発言をよろしく願いいたします。多氣先生、よろしくお願いします。

○多氣委員 毎度同じような話で申し訳ないのですけれども、第十三条のところを確認させてください。

十三条に関して一応該当になっていて、31.2があるから該当でオーケーということなのですけれども、JIS C 9335-2-209:2023の中に何も規定はなさそうなので、要するに何もしなくても危険はないということになっていると思うのです。恐らく電気用品としての意味でということなのかなと思いながらなのですけれども、私はあまり有害だと思っていないのです。ただ、治療に使えるぐらいの電界とか磁界とか電波とかが出てくるのが電気治療器だと思うのですけれども、その辺りの治療に使うところについては、この項目でカバーできていて、安全ですよと言っても大丈夫という理解なのでしょうか。

○事務局（大池） 御質問ありがとうございます。こちらの整合規格は電気用品としての意味だとされているのですけれども、こちらについても改めて確認いたしまして、後日メールで御回答するという事でよろしいでしょうか。

○多氣委員 はい。すみませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（大池） 貴重な御意見ありがとうございました。

○渡邊座長 多氣先生、よろしくお願いします。

それでは、先生方のほうから、そのほか何か御意見、御質問はございますでしょうか。特にございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、次に移らせていただきます。では、次の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（大池） 続きまして、5番、整合規格のJIS C 9335-2-210(2023)の家庭用電気磁気治療器の個別要求事項について御説明させていただきます。別添2の5ポツ目でございます。

この規格は、定格電圧が単相機器の場合には250ボルト以下、その他の機器の場合には480ボルト以下の家庭用電気磁気治療器の安全性について規定するものでございまして、電気用品名は磁気治療器となります。

こちら併読しますJIS C 9335-1の通則の改正の対応を図るものとなりまして、先ほどのJIS C 9335-2-207と同様に通則に追加されました金属イオン系バッテリーの充電の要求事項を箇条12に同様に追加しております。

続きまして、資料4-5、整合確認書になりますけれども、非該当部分は同じく14ページから17ページ、技術基準省令の第二十条第一号から第四号までの長期使用製品安全表示制度につきまして磁気治療器は該当しませんので、非該当とさせていただきます、それ以外は該当となっております。

こちらでも整合規格として採用することに差し支えないと判断させていただきました。

簡単ですが、こちらでも以上でございます。

○渡邊座長      ありがとうございました。ただいま事務局から御説明のございました家庭用電気磁気治療器の個別要求事項の項目につきまして、説明内容及び整合確認書内容につきまして先生方から何か御意見、御質問、コメントも含めましてございましたら、御発言をよろしくお願いいたします。これも大体同じ内容等になりますので、特にございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

特にないようですので、次の項目に入りたいと思います。では、次の御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（大池）      続きまして、6番のJIS C 9335-2-211(2023)、家庭用熱療法治療器の個別要求事項について御説明させていただきます。別添2の6ポツ目となります。

この規格は、定格電圧が単相機器の場合には250ボルト以下、そのほかの機器の場合には480ボルト以下の家庭用熱療法治療器の安全性について規定するものでございます。

電気用品名は家庭用温熱治療器、電気温きゅう器が対象となります。

改正内容としましては、主に通則JIS C 9335-1への対応を図るための改正となっております。

まず用語の定義としまして、3.6.103項に、パックにつきましては、家庭用温熱治療器の導子部を、「水を含ませたもの（布、タオルなど）で覆った状態で」という説明から、「意図して水などの液体を含ませたもの（布、タオルなど）とともに」と修正いたしまして、水以外の液体を用いる場合があること、また、「覆った状態」と記載されていたものを「ともに」と修正いたしまして、パックは水を含ませた布などを使用することを明確にいたしました。

また、ほかの規格と同様に金属イオン系バッテリー充電の要求事項を追加したほか、あとは通則に合わせまして、30.2.2に耐火性、耐熱性の試験としまして家庭用温熱治療器につきましては、治療のために人体に熱刺激を接触する部分、こちら導子部といいますけれど

も、導子部に含まれている発熱体から3ミリ以内の距離にある非金属の部分に対しまして、通則と同様にグローワイヤ試験を実施しまして、安全を確保することといたしました。

続きまして、整合確認書の確認でございます。資料4-6でございます。12ページから最後14ページ、非該当部分はこちらの第二十条の第一号から第四号までの長期使用製品安全表示制度につきましては、この規格の製品には該当いたしませんので、非該当とさせていただきます、それ以外は該当となっております。

以上によりまして、整合規格として採用することに差し支えないと判断させていただきました。

以上でございます。

○渡邊座長      ありがとうございました。ただいま御説明のありました家庭用熱療法治療器の個別要求事項の項目につきまして、説明の内容及び整合確認書の内容につきまして先生方から何か御質問、御意見、コメントも含めましてございましたら、御発言をよろしくお願いいたします。多氣先生、よろしくお願いします。

○多氣委員      たびたびすみません。1つ教えていただきたいのですが、今回、JIS C 9335-2-211というのがJIS Cの系列だと思うのです。医療機器はTがついているJISもあるかと思うのですが、そちらは電気用品安全法としては関係しないという理解でよろしいのでしょうか。そこをちょっと教えていただければと思います。

○事務局（大池）      薬機法のJIS Tの関係でよろしいでしょうか。

○多氣委員      はい、そうです。

○事務局（大池）      基本的には、いわゆる家庭用治療器と言われているものは薬機法によって規制を受けている製品でございますので、薬機法はJIS Tで始まる規格が用意されておりまして、家庭用医療治療器につきましては、そういった医療機器の機能のほかに、一般家庭で用いるものとして、家電としての安全性につきまして、JIS Cで制定されているといった位置づけになりますので、JIS T系は採用しておりません。

○多氣委員      では、そちらは、薬機法は薬機法できちんとした対応をして、電気用品としての安全性についてはJIS Cのほうで、ここの整合規格を使って安全性を担保していると理解してよろしいですか。

○事務局（大池）      その理解で結構でございます。

○多氣委員      どうもありがとうございます。クリアになりました。

○渡邊座長      どうもありがとうございます。そのほか、先生方から何か御意見、御質問、

コメント等ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

特にないようですので、では、次の御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（大池） では、7番のJIS C 9335-2-212、家庭用吸入器の個別要求事項について御説明させていただきます。別添2の7ポツ目でございます。

この規格は、定格電圧が単相の場合には250ボルト以下、その他の機器の場合には480ボルト以下の家庭用吸入器の安全性について規定するものでございます。

電気用品名としましては電動式吸入器、あと電熱式吸入器でございます。

主な改正内容としましては、ほかの家庭用治療機と同様になりますけれども、併読する通則の対応となりまして、箇条2に金属イオン系バッテリー充電の要求事項の追加をしております。

整合確認書の確認でございます。資料4-7の非該当部分でございますけれども、15ページから最後17ページ、こちらの技術基準省令の第二十条第一号から第四号までの長期使用製品安全表示制度につきましては、この規格の製品は該当となりませんので、非該当とさせていただきますして、それ以外は該当となっております。

以上によりまして、整合規格として採用することに差し支えないと判断させていただきました。

簡単ですが、以上でございます。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま事務局から御説明のございました家庭用吸入器の個別要求事項の内容につきまして説明内容及び整合確認書の内容等々につきまして、先生方から何か御意見、御質問、コメントも含めましてございましたら、よろしくお願いいたします。特にございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

ありがとうございます。

御意見をありがとうございました。ただいまで予定していました7規格につきまして説明、御意見をいただきました。全体を通しまして、先生方から何か御意見等ございましたらお願いしますが。

（「なし」の声あり）

特にないようですので、それでは、以上御説明いただきました7規格につきまして、提出のあった整合規格案7規格は審査基準に適合しており、整合規格として妥当と判断でき

ますので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

続きまして、整合規格の形式改正62規格及び廃止の1規格につきまして事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（遠藤） では、資料2の別添3を御覧ください。まず整合規格の形式改正についてです。

製品規格の通則でありますところのJIS C 9335-1の対応国際規格であるIEC 60335-1につきましては、先ほども説明しましたように、今回リチウムイオンバッテリー充電に関する要求事項や遠隔操作に関する要求事項など大幅な改正が行われました。そのため、IEC規格の改訂版である2020年版の60335-1のForward、前書きでは、このバージョンに基づいて発行された個別規格と組み合わせてのみ使用する旨、すなわち古い規格と一緒に新しい通則を使っては駄目ですよという旨の規定がされております。

一方で、JISでは通則を引用する場合、これまで少なくともJIS C 9335シリーズにおきましては、暦年を特定することなく、常に最新版を適用することとされてきました。このままですと、最新版のJIS C 9335-1に基づかない古い個別規格まで最新版の通則と組み合わせが形式上はできることになってしまいます。これはIEC規格で求められている要求事項と矛盾いたします。

このため、古い通則に対応した個別規格は、古い2010年版のJIS C 9335-1とだけ併読が可能であることを明確にするため、個別規格で引用する通則の西暦年を2014年に固定する追補の発行をいたしまして、形式上の改正を行った62規格につきまして、整合規格としてこれも同様に今般採用する次第となったものでございます。

今回の追補改正の例としまして、下のほうに実際の規格、JIS C 9335-2-3の追補を示しています。英文タイトルの下のところ、JISを次のように改正するとあって、「この規格の全てのJIS C 9335-1を“JIS C 9335-1 2014”と置き換える」という形式改正を行っておりまして、そういった引用部分だけ改正して、実質的な中身の改正については行っていないということです。一々整合確認はせず、このまま形式的に改正するという提案をさせていただいております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、次、整合規格の廃止1規格でございます。今ほど申しましたような改正に伴いまして、個別規格の内容を審査しましたところ1規格、JIS C 9335-2-34、2004年で改定が止まっているのですけれども、中身を見ますと電動圧縮

機の個別要求事項、つまり、エアコンや冷蔵庫に組み込まれるコンプレッサーの規格でございまして、部品ではなくて製品のほうで安全性を確認しようという電安法の建てつけになっておりますので、電安法の技術基準の体系上は不必要、使わない規格であるということが分かりましたので、整合規格としては形式上、今般廃止させていただくというものでございます。

簡単ですが、事務局からの説明は以上でございます。

○渡邊座長      ありがとうございました。ただいま事務局から資料2、別添3を用いまして、整合規格の形式改正及び廃止の1規格について御説明がございました。この説明内容につきまして先生方から何か御質問、御意見、コメント等ございましたら、御発言をよろしくお願いいたします。

（「なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、御意見がないようですので、本日予定しておりました議題については以上でございますが、全体を通しまして何か御意見等ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

特にないようですので、事務局から何か連絡事項等ございますでしょうか。

○事務局（神沢）      事務局の製品安全課の神沢です。

本日も御審議いただきまして、ありがとうございます。本日の結果を受けたものにつきましては、2月以降を予定してございますが、パブリックコメントを経た後に通達改正ということで進めさせていただきたいと思っております。

1点だけ補足させていただきます。本日、資料3で経過措置の記載について、経過措置を3年と想定していること、改正時期を令和6年3月1日と想定して作成したものであるため、そこから3年ということで令和9年3月31日と記載した案となっておりますが、パブリックコメント等を踏まえ改正時期が後ろにずれた場合に、経過措置も同様に後ろにずれることがございますこと、御留意、御理解いただけますようお願いいたします。補足説明は以上です。

今回のワーキンググループの日程の詳細につきましては、後日改めて調整をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○渡邊座長      ありがとうございます。補足事項がございましたが、皆様ご了承をお願いします。また、次回についても調整させていただくということでございますので、御協力

よろしくお願いいたします。

先生方から特に御意見なければ、第24回電気用品整合規格検討ワーキンググループは、先生方の御協力によりまして、非常に順調に進めることができました。どうもありがとうございました。

以上をもちまして終了したいと思います。どうもありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-1511(内線 4307～4308)